平成２５年（フ）第１７３７号
大阪府高槻市芝生町２丁目15番10―505号
債務者　黒瀧ハマ子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５４号
大阪市港区池島３丁目10番17号
債務者　小山　延男
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７４号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―107号
債務者　長井　　準
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８３号
大阪府守口市馬場町３丁目８番８―402号
債務者　塩田　真也
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７９０号
大阪府高槻市芝生町２丁目64番58号
債務者　豊沢　　寛
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８０９号
大阪府枚方市岡南町12番18―201号
債務者　奥　　順一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８３０号
大阪府吹田市千里山西４丁目37番３号
債務者　岡新　達也
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７４号
大阪府東大阪市小若江２丁目14番18号ギャレ近大前206号
債務者　中田　温子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８８９号
大阪市東成区深江南１丁目15番６―106号
債務者　村上　貴子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９１号
大阪府東大阪市吉田７丁目２番35号　ホワイトシャトー306号
債務者　下岩美有紀
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０号
青森県八戸市類家１丁目８番38号　パールマンション107号室
債務者　笠原　秀子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
青森県八戸市吹上３丁目６番29号、前住所青森県八戸市吹上３丁目７番46号
債務者　高畑　正人
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
青森県八戸市大字妙字坂中13番地５
債務者　笹　　浩
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
熊本市中央区出水５丁目９番２―302号　日南ハイツ、前住所熊本市出水６丁目36番24号
債務者　宮本　千秋
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２１４号
千葉県流山市西初石４丁目113―23―101
債務者　坂寄　睦子（旧姓井田）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２１５号
埼玉県戸田市早瀬２丁目21―８―201
債務者　大川　茂幸（旧姓徳村）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２１９号
東京都江戸川区松島２丁目27―15　第３川端荘103
債務者　片岡　照雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２２０号
東京都足立区扇２丁目34―13　１階
債務者　山田　耕三
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部